

記念保護樹木の指定の解除について

名 称	大久保の栗記念保護樹木	
所 在 地	虻田郡豊浦町字東雲町 7 7 番地 1 (旧 舟見町 8 4 番地)	
所 有 者	虻田郡豊浦町字東雲町 8 3 番地 指定当時 大久保 友 一 (故人) 現 在 大久保 フジエ (故人の妻) 90歳代後半 (管 理 者 大久保 英 夫 (故人の長男) 70歳代 登別市在住)	
概 要	樹 種	クリ
	本 数	2 0 本 (指定当時 3 2 本)
	(最高)直径	2 0 0 c m
	(最高)樹高	2 2 m
	樹 齢	3 0 0 年 以上
指定年月日	昭和 4 8 年 3 月 3 0 日 北海道告示第 8 4 7 号	
指 定 理 由	豊浦町の開拓記念木の保護	
由 来	江戸時代末期からの開拓に伴い、それまで海岸線に至る一帯に見られたクリの天然林は、漁船用の資材、鉄道敷設の資材として利用されるようになり、大久保氏により保存された32本だけが残り、地元の人から開拓記念木といわれて古くから住民に親しまれ記念保護樹木に指定された。	
指定の解除の申出	○ 管理者から、以下の理由により早急に土地を売却したいが、記念保護樹木に指定されているため土地の利用にあたって一定の制約があり、売却に支障を来すことが予想されることから、指定の解除の申出があったもの。 〈理 由〉 ・ 所有者本人は、自宅を離れて生活しているため、維持管理は、登別市に居住している長男が、片道 2 時間かけて現地へ赴き行っているが、長男も高齢であり常時協力を頼めるわけではないので、対応に大変苦慮している状況。 ・ これまで出来る限りの努力のもと存続に努めながら維持管理してきたが、平成 2 8 年度及び 2 9 年度の台風等により発生した落枝や倒木については、廃棄量も多く大変な時間と費用並びに労力を要し生活を圧迫したため、その後の維持管理もままならない。 ・ 早急に伐採を含めた土地の売却を検討しているが、記念保護樹木に指定されていることで、売却に支障を来すことが予想され、今後の生活にも影響が出ることを心配している。 ・ 当該記念保護樹木近隣には、住宅や学校、幼稚園があり、土地に出入りした際に落枝や倒木によって重大な事故が発生する危険があることから、地域からも早く伐採して欲しいとの意見がある。 ・ 現在は、立入禁止の看板を設置し、敷地内に入入りされないよう注意喚起を行っている。	
指定の解除の理由	所有者及び実質的管理者の年齢的、経済的事由により、維持管理がままならない状況であること、条例による一定の制約により売却に支障を来すおそれがあることなどから、指定の解除はやむを得ないものと判断し、指定を解除する。	
位 置 図 等	別紙のとおり	
備 考	○平成 3 0 年 4 月に胆振総合振興局森林室豊浦事務所が現地確認【所見】 ・ 倒木、枯れ枝が処理されず維持管理に困難を期している状況 ・ 樹木は全て何らかの異常を抱え、キクイムシの穿入が顕著 ・ 治療回復は見込めず後継樹も確認できないため消滅は明らか ・ 倒木や落枝による人身及び通行車両等への被害が懸念される	

記念保護樹木 大久保の栗 位置図

